

令和3年度 財政援助団体等監査結果に基づく措置状況等の報告

- 1. 監査の種類 地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査
- 2. 監査対象年度 令和2年度
- 3. 監査結果報告 令和4年3月10日

<補助金等交付団体>

(団体)

団体名	監査結果	措置状況等
赤目まちづくり委員会	<p>当該団体は、市の補助目的に沿って事業を実施しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項について、一部不適切な事務処理等が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆめづくり協働事業交付金について、変更交付申請書が提出されていない。 	<p>市からのゆめづくり協働事業交付金が当初予定の金額から減額されたため、計画的に整備を予定していた事業が実施できなくなりました。その旨を市に確認したところ、市が削減措置を講じる政策決定をしたので、地域が予定していたものができないのであれば関連する事業でよいということ、変更申請は提出はしないことでした承されました。今後も柔軟な事業運営を行えるようにしていきます。</p>
箕曲地域づくり委員会	<p>当該団体は、市の補助目的に沿って事業を実施しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項について、一部不適切な事務処理等が見受けられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆめづくり地域交付金に係る実績報告書提出の遅延 	<p>コロナ感染状況により、総会の開催を書面表決に変更したため、その集約等に時間がかかり、提出が遅くなってしまいました。提出期限を守るよう事務処理の徹底を行います。</p>

(所管室)

所管室	監査結果	措置状況等
<div style="display: flex;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; margin-right: 10px;">地域環境部</div> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域経営室</div> </div>	<p>補助金等の交付団体に対して、名張市補助金等の交付に関する規則に基づき帳簿書類の記帳は適正か、領収書等の整理・保存は適切に行われているかについて、定期的に検査を行い、徹底した指導監督をするとともに、補助金等の交付目的や事業内容の把握及び公益性など十分に検証されたい。</p>	<p>各地域へは定期的に訪問を行い、適切に予算執行が行われているか出納関係の帳簿等の確認を行っていきます。また、実施されている各種事業についても、地域内でも効果検証を行う事業監査などの実施を促します。人口減少や高齢化と担い手不足が大きな課題となる中、事業精査や地域間の相互交流なども積極的に推進するなども行っていきます。</p>
	<p>補助金等は公金であるため、交付先団体が発注する際には、市の入札等の手続に準じて実施するよう求め、競争原理のもと経費節減するよう指導されたい。</p>	<p>交付金を使って行う事業、物品の購入、工事等については、複数の業者から見積を取った中から実施するよう、経費削減への指導を行っていきます。</p>

	<p>文書処理規程第13条において、受領した文書の余白に受付印を押し、必要事項を、文書管理システムに登録しなければならないとあるが、受付印が押されていないものが多数見受けられた。適正な事務処理をされたい。</p>	<p>文書処理規程に基づき、適正な事務処理を行っていきます。</p>
	<p>会計処理について、収入及び支出に関する書類(証票仕分等)が作成されておらず、明細書、領収書のみの添付で支出決定権者の確認がされていないものが見受けられた。収入や支出内容を明確にするともに証票等を作成し、担当者とは別に担当者以外の者が検認欄あるいは決裁欄に押印されるよう指導されたい。</p>	<p>各地域には、証票等の作成と複数名で収支の確認を行うよう指導します。</p>
	<p>ゆめづくり協働事業交付金要綱において、内容等を変更する場合は、変更承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならないとあるが、内容が変更されたにも関わらず、変更交付申請書が提出されていない。要綱に基づく事務手続きについて指導を徹底されたい。</p>	<p>ゆめづくり協働事業交付金の次年度計画について、事前に地域に行っていた説明とは違う形で予算の削減をしました。市から丁寧な説明をする時間もなく類似事業を実施していただきましたが、今後は事務手続きの徹底を指導していきます。また、この協働事業交付金の運用を見直しすることとし、地域に説明をしました。</p>

< 指定管理者 >

(団体)

団体名	監査結果	措置状況等
ひなち地域ゆめづくり委員会	<p>当該指定管理者は、協定に基づき当該施設の管理運営や事業を執行しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記事項について、提出書類の添付漏れがあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書に利用者アンケート結果 	<p>アンケート結果の書類を提出しました。今後は、確認を行い適正な事務処理に努めます。</p>

<p>マツヤマSSKグループ</p>	<p>該指定管理者は、協定に基づき当該施設の管理運営や事業を執行しており、これに伴う事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、下記の事項について、協定書通りに実施されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理に係る経理規程が設けられていない。 ・利用者の安全対策、監視体制等、各種マニュアルが作成されていない。 	<p>【1】指定管理に係る経理規定については、新たに策定し、令和3年12月16日付けで市民スポーツ室へ提出しました。</p> <p>■規定名 「指定管理事業における共同事業体の経理取扱規則」</p> <p>【2】利用者の安全対策、監視体制等、各種マニュアルについては、下記に記す各種マニュアルを作成し、必要備品とともに、令和4年3月4日に体育館事務所に設置しました。</p> <p>■設置物一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危機管理マニュアル・フローチャート」 ・「安全管理マニュアル」 ※高所作業時に着用を徹底するヘルメット2個 ※掲示物「作業に出る前のチェック5か条」 ・「接遇・接客マニュアル」 ・「個人情報マニュアル」 ・「公共サービス窓口における配慮マニュアル」
--------------------	--	--

(所管室)

所管室		監査結果	措置状況等
教育委員会	市民スポーツ室	<p>協定書等の定めに従い、業務の点検、調査等を行い、適正な施設の管理運営について、指定管理者を指導されたい。</p>	<p>今般の指摘事項に基づき、改めて協定書等の定めに従い、指定管理者への指導に努めていきます。また、毎月1回開催している定例会議等を通じて、管理上における課題の情報共有はもとより、課題解決に向けた取組を行っていきます。</p>